

住宅性能証明書【住宅の新築】（一戸建て住宅 1～3階建・1住戸併用住宅含む）

（ ）内は税込金額です。消費税率 10 %

※住宅性能証明書申請における「住宅の新築」とは設計審査に加えて、それぞれの性能において配筋工事の完了時の検査、躯体工事の完了時の検査、断熱工事の完了時の検査及び竣工時の検査に適合することにより証明書を発行するものである。

性能種別	耐震性 (耐震等級2以上)		省エネルギー性 (ZEH水準)		バリアフリー性 (高齢者等配慮対策等級3以上)		
	有り 製造者認証住宅	無し	有り	無し	有り	無し	
単独検査	¥70,000 (¥77,000)	¥100,000 (¥110,000)	¥70,000 (¥77,000)	¥100,000 (¥110,000)	¥60,000 (¥66,000)	¥80,000 (¥88,000)	
同時検査	1回同時	¥50,000 (¥55,000)	¥80,000 (¥88,000)	¥60,000 (¥66,000)	¥80,000 (¥88,000)	¥45,000 (¥49,500)	¥60,000 (¥66,000)
	2回同時	¥30,000 (¥33,000)	¥70,000 (¥77,000)				
検査時期	①基礎配筋工事の完了時 ②躯体工事の完了時		①断熱材施工完了時 ②竣工時		①断熱材施工完了時 ②竣工時		
備考	製造者認証住宅は躯体工事に代えて竣工時の検査(竣工時に検査済証の写し提出)						

【評価書等とは】

評価書等とは、当社が交付した、または、交付する設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築計画に係る確認書、低炭素建築物技術的審査適合証（省エネ性のみ）、【フラット35S】の適合証明書で、該当する基準への適合が確認できるものをいう（但し、省エネ性についてはモデル住宅法により算出した場合の適合書は評価書等活用の対象外とする）。

【追加料金（受付時）】

- 耐震性において、弊社以外にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。
¥40,000 (¥44,000)/棟
- 耐震性において、弊社にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。（ただし、確認申請又はフラット35Sの申請時において、取得しようとする耐震等級の審査を経ているものを除く）
・建築基準法第6条第1項3号の建築物（ルート1に限る） ¥10,000 (¥11,000)/棟 ②上記以外 ¥25,000 (¥27,500)/棟
- 省エネルギー性において併用住宅（一住戸）は、上記の料金に右記の料金を加算します。 ¥5,000 (¥5,500)/棟
- 上記料金に別途、出張料金を加算しますのでご注意ください。遠方出張料は「検査出張料金（建設住宅性能評価・住宅性能証明）」表により加算いたします。建築基準法と同時検査の場合の遠方出張料については建築基準法検査料金に含まれます。

【変更・再検査等】

- 証明書の再発行料金 ¥5,000 (¥5,500) /1回
- 変更料金は変更の程度により決定いたします。大きな変更の場合は新規料金となる場合があります。
- 再検査となる場合は、別途再検査料金が発生します。 ¥15,000 (¥16,500)+出張料金 /1回
- 手数料は申請受付時点までのご請求となり、現場検査の実施がなく取り下げされた場合は、検査1回当たり下記の料金を返金いたします。なお銀行振り込みによる返金では、お振込み手数料は申請者（代理者）様のご負担となります。（但し、基本料金のお支払が終了している場合は領収書の原本の返還が必要です。無い場合はご返金できません）又、検査が開始以降で「取り下げ等」をした場合は全額のお支払となります。
ア. 単独検査の場合 ¥10,000 (¥11,000) イ. 他検査同時検査の場合 ¥4,000 (¥4,400)

【注意事項】

- 竣工時に建築基準法第7条第5項による検査済証の写しを提出（交付されない地域等の場合は竣工写真を提出）
- バリアフリー性の検査において、手すり下地張り等の隠蔽部で、設置が確認できない場合は、施工写真等の書類を提示又は提出。
- 検査前又は検査時の提出書類等について
各性能に該当する現場検査時に、性能及び施工の確認ができない場合は下記の資料を提出又は提示してください。
・該当部位の性能の確認 → カタログ・出荷証明書又は納品書、工事写真等
・該当部位の見え隠れ部分の施工確認 → 部位及び全景の工事施工後の写真
- 各検査工程の現場検査は当社の検査員が行います。他機関の検査員による検査は認められません。
- 「住宅の新築」では、各検査工程を受検しなければ証明書を交付することはできません。各工程の検査を行っていない場合は、「新築住宅の取得」をご覧ください。（ただし、「新築住宅の取得」の審査及び検査において適合していない場合は、証明書の交付はできません。）
- 住宅性能証明書は設計審査及び現場検査に適合し、尚且つ、建物登記を行い家屋番号を取得しなければ交付されません。